

米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターからの落下物に対する意見書

5月13日午後4時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1多用途ヘリコプターが、発火性の信号炎管などが入った重さ約18キロの「アクセサリーギア・バッグ」を、定期訓練中に本部半島北側の上空から名護市と今帰仁村の境界付近の陸上へ落下させた。

民間地上空を飛行中の落下物事故は人命に関わる大惨事につながりかねない。

今年1月においても、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイを用いて伊江島補助飛行場で物資投下訓練を行った際、目標を外して提供区域外に400キロ以上の物資を落下させ問題となった。このような状況は、米軍機の落下物事故を防ぐ飛行運用管理、安全管理及び危機管理能力に欠けていると言わざるを得ず、これを解決するには、米軍航空機等による住民居住地上空の飛行を禁止するしかない。

これまでも米軍航空機による事故等については、その都度抗議し実効性ある再発防止策を講じるよう要請しているにもかかわらず、今回の事故が発生したことにより強い憤りを禁じ得ない。

よって、名護市議会は市民・県民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から米軍機による落下物事故に対し強く抗議するとともに、下記事項が速やかに実行されるよう強く要請する。

記

- 1 早急な落下物の発見に努めるとともに、落下地点について市民・県民へ正確な情報及び落下地点周辺への影響等について報告すること。
- 2 米軍航空機等による住民居住地上空の飛行を禁止すること。
- 3 日米両政府の責任で、事故の原因究明及び実効性のある再発防止策を講ずること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年5月26日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長